

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」といいます。）第五条  
第一項の規定により大規模小売店舗の新設の届出がありましたので、次のとおり公告し、  
その届出及び添付書類を縦覧に供します。

なお、法第八条第二項の規定により意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に、氏名及び住所（団体にあつては、団体名、代表者の氏名及び所在地）並びに意見を述べる理由を記載した書面を添えて、平成二十二年十月八日から平成二十三年二月八日までに奈良県産業・雇用振興部商業振興課に到着するよう提出してください。

平成二十二年十月八日

奈良県知事 荒井正吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ラ・ムー奈良南京終店（仮称）

所在地 奈良市南京終町七一〇番地一

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

氏名又は名称	代表者の氏名	住所
株式会社恵比寿天	大賀 昭司	岡山県倉敷市沖新町六三番地六
昭和リース株式会社	土屋 明正	東京都江東区東雲一丁目七番一二号

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

氏名又は名称	代表者の氏名	住所
大黒天物産株式会社	大賀 昭司	岡山県倉敷市南堀七〇四番地五
その他未定二者		

四 大規模小売店舗の新設をする日

平成二十三年五月二十三日

五 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

三、一一〇平方メートル

六 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

駐車場の位置及び収容台数

位置 届出書添付図面記載のとおり

駐輪場の位置及び収容台数

位置 届出書添付図面記載のとおり

収容台数 一三九台

荷さばき施設の位置及び面積

位置 届出書添付図面記載のとおり

面積 八八・八平方メートル

廃棄物等の保管施設の位置及び容量

位置 届出書添付図面記載のとおり

容量 二一・九八立方メートル

七 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

二十四時間営業

来客が駐車場を利用することができる時間帯

二十四時間利用

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

出入口の数 三箇所

位置 届出書添付図面記載のとおり

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前六時から午後十時まで

届出年月日

平成二十二年九月二十一日

九 縦覧場所

奈良県産業・雇用振興部商業振興課及び奈良市觀光經濟部商工勞政課  
縦覧期間

十

平成二十二年十月八日から平成二十三年二月八日まで

十一　縦覧時間

午前九時から午後五時まで